

【当該地域の所有者不明農地の概要】

<p>当該農地の概要</p>	<p>土地所有者Aが平成29年に死亡し耕作がされていなかったが、近隣の土地を耕作する耕作者Bから当該農地を耕作してもよいと申し出があった。</p>
<p>筆数や面積</p>	<p>松江市上本庄 2筆、4,269㎡</p>

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

- R7. 1 1 登記情報を農業委員会が確認
- R7. 1 2. 1 2 土地所有者Aの戸籍謄本を農業委員会が公用取得  
 相続関係者の整理  
 固定資産税担当課等からの情報取得

【農業委員会の取組内容・農業会議の支援内容】

- 登記情報及び登記名義人の相続関係の整理
- 相続関係図の作成
- 相続権者の転籍先の確認
- 農業会議は農業委員会の問い合わせに対応・進捗状況確認対応
- 相続権者の転籍後の戸籍取得について等

【制度活用に向けた現状と課題・今後の対応など】

●現状と課題

- 登記名義人は既に死亡し相続人4名は全て転籍していたことを確認。
- 固定資産税担当課に確認の結果納税義務者は設定されていないことを確認している。
- 相続権者の転籍先の確認戸籍の取得を検討中
- 住民登録上に相続人の1人でAの長女Cと同姓同名で生年月日も同一なものを確認している。

●今後の対応

- 固定資産税担の納税義務者は設定されていないことから権利者全員が相続放棄をしている可能性がある。
- 相続権者の転籍先の確認、戸籍を取得し、生死の確認及び附票により現住所を確認。
- 状況に応じ相続状況・利用意向の確認・所有者不明農地制度活用を検討

【支援地域の地図・航空写真等】

Google

上本庄町



画像 ©2026 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2026 50 m